

分担金の納入について（お知らせ）

あなたがお申込みになりました給水装置工事につきましては、給水装置の新設又は改造に伴う分担金を納入して頂くことになっておりますので、同封の納入通知書により納期限までに納めてください。

分担金とは

岡崎市の水道は、浄水場を経て配水管により各家庭に給水する仕組みになっております。その施設は、現在既に使用しておられる皆さんの水道料金等によって設置及び拡張したものでありますから、新規に加入される方から応分の水道施設建設改良費の一部を負担して頂くものであります。

（岡崎市水道事業給水条例第5条）

分担金の額は、次のとおりです。

給水管の口径 (メートルの口径)	金 額 (税込み)	
	新 設	改 造
13ミリメートル	88,000円	改造後の給水管の口径に対応する金額から改造前の給水管の口径に対応する金額を控除した額 (例)13ミリから20ミリに改造する場合 132,000円 - 88,000円 = 44,000円
20ミリメートル	132,000円	
25ミリメートル	391,600円	
40ミリメートル	1,353,000円	
50ミリメートル	2,128,500円	
75ミリメートル	5,280,000円	
100ミリメートル	9,372,000円	
150ミリメートル	21,859,200円	

問い合わせ先：上下水道局上下水道部サービス課給水係 ☎ 23 - 6569